

資料名称	第3回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会会議録
日時	令和4年9月5日（月） 午後2時から午後4時まで
場所	杉並区役所 第7会議室（西棟6階）
出席者	委員 浅見委員（部会長）、加藤委員（オンライン参加）、佐藤委員、細川委員
	事務局 岡本デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉岡情報公関係長
傍聴者	4名
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 資料4（修正）第1回 議題論点シート（前回議論の確認用）</li> <li>・ 資料5（修正）基本理念（案1）、基本理念（案2）</li> <li>・ 資料7 第2回 議題論点シート（前回議論の確認用）</li> <li>・ 資料8 議題（4）情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について &lt;修正版&gt;</li> <li>・ 資料9 議題（6）審議会への諮問・報告に関する規定について&lt;修正版&gt;</li> <li>・ 資料10 部会報告書の構成案</li> <li>・ 第1回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会会議録</li> <li>・ 第2回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会会議録</li> </ul>
<b>【会議内容】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前回議論の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回会議録、第2回会議録の確認</li> <li>・ 第1回議題論点シート、第2回議題論点シートの確認</li> </ul> </li> <li>2 議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）区の基本理念について（再々検討）</li> <li>（4）情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について（再検討）</li> <li>（6）審議会への諮問に関する規定について（再検討）</li> </ul> </li> <li>3 報告書の構成案の確認</li> </ol>	

浅見部会長	<p>ただいまより、第3回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会を開会いたします。本日はご多用の中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>それでは初めに、事務局から事務連絡をお願いいたします。</p>
情報管理課長	<p>本日は、浅見部会長、佐藤委員、細川委員は区役所からの参加、加藤委員はオンラインでの参加ということですが、少し遅れて参加される予定と聞いてございます。水町委員につきましては、欠席の旨事前にご連絡をいただいております。</p> <p>それでは、会議の開始前に、オンラインを活用した部会進行の注意点などを確認させていただきます。発言者を明確にするため、発言する委員及び区職員は、挙手をして、部会長の指名を受けてから発言をしてください。また、委員の〇〇です、事務局の〇〇ですなどと名乗った上でご発言をお願いいたします。部会長が発言者を特定できない場合などは事務局で適宜サポートいたします。</p> <p>本会場にいらっしゃる浅見部会長、佐藤委員、細川委員及び区職員は、発言の際、お手元のマイクをご使用いただくようお願いいたします。なお、ご使用いただくそれぞれのマイクでございますけれども、ご発言される時のみ、オンにさせていただくようお願いいたします。複数本のマイクがオンの状態になっておりますと、音声が入りすぎてしまったり、聞き取りにくくなってしまうということがございますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>また、前回と同様に、本部会の議事内容の確認のため、事務局による録音をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>事務連絡は以上でございます。</p>
浅見部会長	<p>次に、事務局から本日の配布資料について説明をお願いいたします。</p>
情報公開係長	<p>それでは配布資料の確認ですが、まず第3回部会資料の送付につきましては、8月26日付けで第1便をお送りした後、8月30日付、さらに9月2日付と、2度に渡りまして、差し替えの資料をお送りするということになってしまいました。この度は大変ご迷惑おかけしまして、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、配布資料の確認をさせていただきます。まず、本日の部会の次第がございます。次に、資料4の修正版ということで、前回の部会で頂戴いたしましたご意見を踏まえまして、記載内容を修正したものをご用意しております。続きまして、資料5の修正版として、こちらも前回の部会で頂戴しましたご意見を踏まえまして、基本理念の案の記載内容を修正したものをご用意しております。続きまして、資料7として、前回の部会における議論を確認するための資料をご用意しております。続いて、資料8としまして、議題(4)の議題論点シートについて、前回の部会で頂戴したご意見を踏まえ、記載内容を修正し、別紙資料を追加したしたものをご用意しております。続きまして、資料9としまして、議題(6)の議題論点シートについて、前回</p>

	<p>の部会で頂戴したご意見を踏まえ、記載内容を修正し、別紙資料を追加したものをご用意しております。続きまして、資料 10 として、本部会から審議会でご答申いただく際の報告書の構成案という形になりますが、こちらをご用意しております。また、ただいまご説明した資料のほかに、第 1 回、第 2 回部会の会議録をご用意しております。その他、議論の参考資料としまして、今回の条例の改廃等に関係する法令、あるいは国のガイドライン等を綴ったファイルを席上にご用意させていただいております。</p> <p>お配りした資料は以上になりますが、資料の不足等はございますでしょうか。</p> <p>配布資料の確認は以上でございます。</p>
浅見部会長	それでは、次第にしたがって議論していきたいと思えます。
前回議論の確認について	
浅見部会長	<p>まず、第 1 回会議録と第 2 回会議録の確認ですが、あらかじめ皆様にはお配りして内容をご確認いただいているかと思えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>水町委員から事前にいただいたものも反映させているということでもよろしいでしょうか。</p>
情報公関係長	はい。
浅見部会長	<p>それでは、第 1 回会議録と第 2 回会議録については、この内容で確定とさせていただきます。</p> <p>次に、第 1 回議題論点シートと第 2 回議題論点シートの確認についてです。こちらも委員の皆様にはあらかじめ内容をご確認いただいているところですが、内容について、改めて事務局から説明してください。</p>
情報公関係長	(資料 4 (修正)、資料 7 に基づき、案件について説明する。)
浅見部会長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の議題に入らせていただきます。</p>
議題 (1) 区の基本理念について (再々検討)	
浅見部会長	<p>まず、議題 (1) 区の基本理念についてです。この議題は前回の部会における議論の結果、事務局において基本理念の条文案を再精査していただいた上で、再度検討を行うこととしたものです。こちらの事務局修正案については、あらかじめみなさまにお配りして、ご確認いただいたかと思えます。</p> <p>それでは、事務局の方から資料の説明をお願いいたします。</p>
情報公関係長	(資料 5 に基づき、案件について説明する。)
浅見部会長	<p>それでは、議論をしていきたいと思えます。</p> <p>まず、基本理念案の「- 2」の方ですが、先に 1- 1、2- 1 をいただいて、すっきりしないなと思って実は私が書いてみました。第 1 回で個人情報保護は大切で、そうしなきゃいけないが、ただ、あまりそれが行き過ぎて、</p>

	<p>地域の交流であるとか災害時の利用とか、それを阻害しちゃいけないようなご意見が出たので、何かすっきりする文章がないかと思ってとりあえず書いてみたものでございます。別に必ずしも固執するわけじゃなくて、色々議論が出てくるかと思ってたたき台として出しましたので、一応利用していただければと思います。</p> <p>それでは、今の説明に対するご質問あるいはご意見のある方はご発言ください。</p>
細川委員	<p>大きく分けると前文ありかなしで書かれているので、まずは前文があるかどうか決めていければ早いのかなと。</p>
浅見部会長	<p>では、そこから始めましょうか。事務局としては前文のありかなしについて何かございますか。</p>
情報管理課長	<p>今回お示ししているのが前文ありのものとなしのものになるのですがけれども、文章を作り上げていく上で、前文があるバージョンのものについては、比較的色々と理念的なことを盛り込みやすいのかなというのは事務局で案を作成している中で考えたところでございます。一方で前文がないバージョンというのは、条文という形でのみ示されることになると思いますけれども、その場合には条例っぽい文章でないとなかなか入れにくくなっていくのかなというのは事務局で案を作成していたときに感想めいてはありますけれども考えたことでございます。</p>
浅見部会長	<p>例えば、杉並区は先駆けて色々やってきたよというのはなかなか条文には入れにくいと。これはどうしても前文でないと、という感じですかね。</p>
細川委員	<p>条例に前文って付くんでしたっけ。提案理由なら分かるんですけど。</p>
情報公開係長	<p>杉並区の例で申し上げますと、杉並区自治基本条例というのがあります。こちらには前文があります。ただ、他の条例には確かにそういった前文といったものの例はなく、自治基本条例という一例はあるということです。</p>
浅見部会長	<p>自治基本条例は、条例の中では一番上位規定で憲法のようなものですかね。それより下の下位規範にはない。そういう意味では、ここで前文を入れるのはかなり前例に挑戦するということにはなりそうですね。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>先ほども情報管理課長の方からお話ししたとおり、これまでの杉並区の成り立ちといったものをはっきり条例の中に入れるには、前文に残しておかないと入れるところはなくなってしまおうと。第1回の議論でも、条文の形にして、どんなふうになるか見たいという委員の方々からのご意見がありましたので、2種類用意しているといったものです。</p>
浅見部会長	<p>ですから、最終的には我々は条文案を作るわけではないので、2種類に分けたものの、こういうエッセンスを入れ込んでほしいという報告ということでもよろしいのですかね。例えば、今まで区が取り組んできたことを入れて欲しいとか。それを前文にするのか、第1条にするのかは別として、そういう要望でもよろしいんでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>あくまでもこの部会の趣旨としましては、条例改廃等に向けての基本的な</p>

	<p>考え方をお聞きするということをございますので、実際の条例の作成プロセスというのは、今後法務部門等と詰めながら進めていくことになるかと思ひますので、事務局としては特段その前文がありなしということに、今の段階でこだわっているということではございません。</p>
細川委員	<p>分厚いファイルのサンプルの「〇〇市個人情報保護法施行条例」の第1条を見ると趣旨となっていますよね。大きな考え方というのは、条文の第1条でもいいのかなと思ひます。それこそ条例を何のために作ったかというところのまさに基本的な考え方だと思うのですが、それは第1条にちゃんと起こしてしまつた方がらしいかなって、形式論になつちやっていますけど、その辺はいかがでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>まさに条文の一番最初のところに、趣旨ですとか目的ですとかがあるということは多いのかなと思ひますので、今、細川委員からご意見がありましたけれども、そういった作り方というのはあるかと思ひます。</p>
細川委員	<p>やっぱり法律にしる条例にしる、考え方が一番大事っていう、何のためにっていうところが一番大事だと思ひているので、それはもう区の責務というよりは、その前に、何のために条例を定めますっていう第1条があつてしかるべきと逆に思ひまして、その辺は形式論なのでお任せすることにはなるし、私の意見としてはそういうことです。</p>
浅見部会長	<p>そうしましたら、そういった意見があつた上で、最後は立法技術の問題となるのでそこはお任せするとして、中身に何を盛り込んでいくか、中身について議論していきたいと思ひます。</p> <p>1つは、例えば今の前文案だと今までの区の歴史が書かれているけれども、条文案の方ではなかなか入れづらいということなのですが、区のこれまでの個人情報保護に関する取組について、前文案と条文案に関わらず、中身として入れたほうがいいのかとか、そういうところにご意見をいただければと思ひます。</p>
細川委員	<p>これまでの経緯とかが条例のところに入るのはあんまりないのかなって、残したい気持ちは分かるんですけど、そうするとやっぱり提案理由でしっかり書き込んで、条例の第1条は、基本理念なり考え方なりを入れていく方が素直かなっていう気はします。ただ、基本理念はきっちり書いてほしいというふうに思ひます。</p>
浅見部会長	<p>他にご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
佐藤委員	<p>念のため確認なんですけど、前文ありの場合は、前文に続いて区の機関の責務になるのですが、前文なしの場合は、区の機関の責務という書き方はせずに、区の機関の責務は基本理念として読むと考へているのですか。</p>
情報公開係長	<p>はい。</p>
佐藤委員	<p>そうするとどちらでもいいのですけれども、やっぱりこの説明文が条文に入る、前文のようなものを条文に入れる必要はないのかなというふうに思ひます。そうした場合に、今の前文ありの区の機関の責務の内容と、前文なし</p>

	<p>の基本理念の差分がどうかということだと思っておりますが、これは結構、差を見つけるのは難しいなと思って、ペラペラ開いて見ていたという感じですね。ただ、言葉として、特に足りないところがあるわけではないかなと思うので、少なくとも前文ありなしで言えばなしで進めていくのがいいかなと。何か漏れているといった箇所はないのですよね。</p>
浅見部会長	<p>そこは事務局の方で、今までの経緯を除いた部分で書き分けたという意識はあるのでしょうか。</p>
情報公開係長	<p>やはり前文の方には、これまでの経緯ですとか、改正のいきさつといったようなものを付け加えているといった形で、それ以外のものは案2の方に落とし込んでいっているものと認識しております。</p>
浅見部会長	<p>変えているつもりはないということですね。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>それと、これでお示ししているのは、あくまでも議題論点シートでなかなかイメージが湧きにくいということでお示ししていますので、これがそのまま条文になるわけではありません。ご覧いただいてやっぱりこういう要素があった方がいいとか、そういうことがあれば併せてお示しいただければと思います。</p>
浅見部会長	<p>それでは、まず案2-1、3ページで第1項と第2項に分かれていますけれども、どういうことを盛り込もうということ、どういう意味で分けられたのですか。</p>
情報公開係長	<p>こちらの第1項の方は、個人情報の実際の権利利益の保護という1つの目的がありますということで、まずそれを第一に持ってきたというものでございます。第2項というのは、この間、デジタル化の推進ということで、こちらの方にも配慮しながらということになるのですが、やはりそれについても個人情報の取扱いについては十分に配慮してセキュリティ対策を施していくという形で分けて記載したということになっております。</p>
浅見部会長	<p>第2項の方は、デジタル技術を活用して区民の福祉の増進等を図ってちょうだいということだと。</p>
情報公開係長	<p>そうです。それを進めるにあたって、やはり個人情報の保護を十分に配慮していくということで、十分なセキュリティ対策ですとか情報漏えい等の事件防止を図っていくということになります。</p>
細川委員	<p>今のお話だと、基本理念に区民の権利利益を保護するという一番大きな目的と、それから通信技術を適正に使うっていうお話になってはいますが、私の感覚では、やっぱり考え方が第1条で権利利益を保護するということをしつかりと謳った上で、第2条なりに区の責務なりが入ってきてもいいのかなっていう気はするので、ちょっと残念な思っところを第1条に落とし込むってことなんですかね。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>今の案2-1でいうと、第2項のところは今、基本理念の第2項になってお示ししていますが、ここはあえて第2項というよりも別立てにした方がいいというご意見でございますか。</p>

細川委員	そういうことですね。
デジタル戦略担当部長	先ほども申し上げたとおり、これが条文そのものになるわけではないので、皆さんの今のご意見を取りまとめて、最終的にはしっかりとしたものにしていきます。
細川委員	やっぱり基本理念で、何のための条例だということをしっかり押さえるのが一番大事で、区がそのために何をやるかは次の条文かなど。権利をもちろん守るためには頑張るし、デジタル技術の活用に関しても配慮するというのが区の責務だっていうふうにすれば、事業者の責務とかも並ぶのでいいのかなと思います。
浅見部会長	他にご意見のある方はいらっしゃいますか。
佐藤委員	この検討部会からは、4ページの部分を提出すればいいのかなと思います。第2項はただし書きにする感じですね。その上で、前文ありの方の折角作っていただいた前文があるじゃないですか。この部分は、報告書本体の方に残しておくこととして、資料10の2ページのあたりに杉並区の個人情報保護制度の取組の経緯をファクトベースで着々と書いているんですけど、この後に、今の前文ありの方の前文に書いてある誇りを持って取り組んできましたみたいなことをここに注入して、報告書の中に入れるという形がいいのかなと思いました。
加藤委員	<p>今言っていた基本理念を置く場所については最終的に区にお任せするところで、そんなに私はこだわりがないんですけど、確かに第1条が目的で、第2条以下が責務というのが、たぶん通常の法律のパターンだと思うんですよ。</p> <p>私がちょっと気になっているのは、前回一応内容ということで申し上げたんですけど、区民の責務という規定は置くべきですかね。置くことが一般的ですかね。例えば個人情報保護法は全部適用される一般的な個人情報を見ても、国民の責務というのは書かないですよ。これがちょっとどういう経緯で入ったのか、なんとなく分かるような分からないような気もするんですけど、いくら努力義務であっても、こういう責務がありますよっていうことが、私は逆になんとなくみんなに異常なまでに個人情報だから保護しなくちゃいけないっていう誤解を逆に与えるような気もするんですよ。もちろん個人情報を大事にしなくちゃいけないって、逆に過剰なくらい一般に浸透しちゃっているじゃないですか。個人情報保護法と比べても、公の機関とか一般企業が責務を負うっていうのは分かるんですけど、一般国民とか住民が責務を負うっていう規定を置くっていうのが、何かちょっとひっかかります。他の地方公共団体も本当に置いているのかなというのがちょっと気になって、私はこれは削除でいいのかなっていう気がしますが、どうなんでしょうね。</p>
情報管理課長	ただいま加藤委員からご指摘のあった区民の責務のところなんですけれども、我々の方でも他の自治体で、23区だけでなく全国の自治体の条例を確認させていただいております。その中で、区のあるいは市の責務と、また事業者の責務と、その並びの中で我々杉並区なので区民という表現ですけど

	<p>も、区民あるいは市民の責務というところで条例に入っているという自治体が、我々が確認した中では全てそのようになってございました。</p> <p>現杉並区個人情報保護条例にも区民の責務というのは、以前の資料でもお示しをしているところですけども、記載はあったということが事実としてはございます。</p>
加藤委員	<p>分かりました。個人的には本当に反対ですけど、別に努力義務で置いてはいけないということではないですが、個人情報に責務があるというのに引っ掛かります。</p>
浅見部会長	<p>その点については、複数の委員から意見があったということで、報告書にご記載いただくということでいかがでしょうか。</p> <p>今のところの議論の流れだと、これまでの杉並区の取組や歴史については条文に入れないで提案理由であったり報告書の本文に、こういう歴史があるからしっかりやってくれよという形で記載していただく。そして、理念をまず条文の中で、理念を第1項として、第2項で福祉とかを徹底してという形で記載していただくと。先ほど申し上げたとおりに、4ページのところで、ただし書きのように第1回で出た意見を反映させたいなと思って、ただし書きの形で付け加えてみたんですけども、水町委員から事前にご意見をいただいているんですね。これだと結局のところは保護しなくてもいいんじゃないのとなって、個人情報保護をしっかりやるという改正法の趣旨に反するようなことになっちゃうし、曖昧なんじゃないのというご意見をいただいています。それもそうだなと思ったんですけど、そこら辺のバランスをどうやって書くのかなと私もよく分からなくて、今日お諮りしたいと思ったんですけども、そこら辺のご意見はございますでしょうか。</p>
細川委員	<p>確かにこの書き方だとうやむやになっていく感じになってしまうので、ただ、最初に私が利活用もできるようにとお願いした部分もあるので、国の方にも出ていたと思うんですけども、重要なところでは利活用もしなくてはならないにしても、きちんと利益の保護をしていくようにみたいなの、そういう基本理念として当然利活用すべき分野もある、重要な情報だから利活用すべきだけど、本人の了解があればかなり阻却されていくんですよ。そんなふうな本人の了解のもとに活用とかそういうのが区の責務のあたりで、実際に利用するにあたってみたいなのところでちょっとだけでも触れられていればと。それがあまりに不自然であれば、なくても仕方ないかなとは思いますが、以前に加藤委員がおっしゃっていたように運用のところの問題だというお話もあるので、利活用もすべきものだからちゃんと保護しましょうみたいなイメージが入ると嬉しいかなと思います。</p>
浅見部会長	<p>おそらくそういう悩みが案1-1の書きぶりなのかなと。議論が二転三転するような文章になっていて、スッと入ってこない文章だなと思っていて、たぶんそこをお悩みで案1-1の書きぶりになったのかなと思ったんですけど、何か工夫ってできそうですかね。そういうオーダーの出し方でよろしいのですかね。</p>



<p>情報管理課長</p>	<p>細川委員から第1回部会の冒頭からそういった趣旨のご発言をいただいていたところです。個人情報保護といった時に、まさにその利活用といいますか活用できるときにはきちんと活用していかなくてはいけないと。その個人情報という言葉だけを捉えて何が何でもある意味思考停止的な形で守るべきものなんだという観点だけではなくて、まさに災害とかいろいろな時があるとは思いますが、使えるべき時には使っていくと。利活用という言葉で表現がなされていますけども、どういった表現が一番落ち着くのかというところは今後検討しなければいけないのかなと思いますけども、そういった内容というかエッセンスがその条例の中に、まさに基本理念の中に必要ではないかというご意見としてお聞きしたところです。検討できないかというところは考えていきたいと思っております。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>ただ、4ページのただし書きがあるところが少し弱まるんじゃないかというのは、そうなのかなというかむしろただし書きの最後が「配慮するものとする」なので、そんなに前段を弱めるとは思わないんですけど、そういうニュアンスが出てしまうのであれば、個人情報保護法の書き方で「有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」というふうに、文章の語尾を保護することを「目的とする」で終われば、保護することは弱まらないかなと。作文の問題で、書いてある内容は別に「保護する」で、「ただし、配慮するものとする」だから多分日本語としては本来そんなに差はないと思うのですが、あえて法律がせっかく作っている条文の書きぶりをこちらがこだわりがあってただし書きにするつもりがあるわけではないと思うので、それであれば法律の目的条文と同じ書きぶりにして中身だけを自治体の方の、法律だと個人情報の有用性ですけどそうではなくて、行政サービスみたいなことに関してということを書くという形にすればいいかなと思いました。</p>
<p>細川委員</p>	<p>私もこの法律の書き方は一応プロがやっているなと思ったのですが、ただ法律の目的は新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及びみたいな、かなり経済の活性化に偏っていて、ちょっと基礎自治体としての災害時の生命財産、生命健康の保護とか、それから地域の中における孤立から起こる問題のこととか、そういったことには配慮されていないなと率直に言って思ったんですね。だから、そこはそれこそ杉並区がそういったものを含めた有用性に関して言及した上でということで、最後に保護するというのでいいかなと。</p>
<p>浅見部会長</p>	<p>そうしたらちょっと我々には立法技術があるわけでもないんで、本当は条文案みたいなものを示せば一番いいと思うんですけども、なかなかその時間も技術もないので、基本的には個人情報を保護しなければいけないよという理念は当然前提にあって、ただ区民の福祉、生命身体の保護のための利活用みたいなものも考えてねと。ただ、もちろん個人情報は大事よということをやうまく盛り込んでいただきたいというような理念にしていきたいということでもよろしいでしょうか。</p>

加藤委員	<p>これ以上引っ張るのもあれなんですけど、個人情報保護法は第1条が目的になっていて、第2条以下が定義という形になっているので、ちょっともう1回個人情報保護法を事務局の方でも読んでいただきたいのですが、そこを読むと要するにその部分で、「個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに」って書いてあるんですね。つまり、その目的の部分とそのあとの責務の部分、その以下の規定というのは呼応しているんですよ。変にこだわる必要はないと思うのですが、目的の規定が第1条に置かれたとして、この規定に応じてその下の規定は流れると思うんですね。そうすると、これをぱっと読む限りでは、区がこうしますよっていう目的の第1条であれば、なんとなくそのあとに、とりわけ区民の責務が入ってくるというのは、やっぱりちょっと引っ掛かるんですね。目的からは全く流れてこない規定だと思うんですね。個人情報保護法もそうなんですけど、国民に責務を課すわけではなくて、いわゆる公の機関と民間の個人情報取扱事業者に対する義務なんです。だから国民に対する義務規定の法律ではないんですよ。だからそれと同じように、目的からその下の規定が流れるんだっていうことは、若干ちょっと意識してやるのがやっぱり整合的なのかなと思ったので、努力規定なので置いてもいいのですが、その部分は個人情報保護法も参考にしたりして、他の規定も多分そういう感じなので、そのことは忘れないというのが私は結構大事なことだと思っているので、ちょっと頭の片隅に置いておいていただいて、ご検討いただけるとありがたいなと思います。</p>
浅見部会長	<p>そこは先ほども申し上げたとおりに、区民の責務については、条文上挙げるべきではないという意見が出ているということは報告書を作成するときに記載していただきたいと。そういったことでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、他に理念のことについて、何かご意見はございますでしょうか。</p> <p>先ほどまとめたとおりにまとめますと、まずこれまでの杉並区の歴史経緯については、報告書本文あるいは提案理由といったところに書くということにして、条例案の中には入れ込まなくてもいいのではないかな。それから、第1条になると思うのですが、一番最初の理念については、しっかり個人情報の保護のことを書くと。ただし、その中で区民の福祉、生命身体の保護のための利活用ということも忘れちゃだめよというようなことを盛り込んでいただく。</p>
細川委員	<p>この資料の第3条に基本理念というのがありますね。今の杉並区のだけを見ていると、個人情報は何で大事かとか何で守らなくてはいけないかというところがちょっと抜けている気がしたので、こういった「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み」というような上手な言葉も載っているの、そういったその個人情報が何で大事かっていうところも、言葉として入った方がいいかなと。</p>
浅見部会長	<p>ではそういったこともご検討いただいて、入れていただいてということで。それから、区民の責務については、条例案に入れる必要はないのではな</p>

	<p>いか、むしろ入れないほうがいいのかという意見という方向でまとめていただくということでよろしいでしょうか。</p> <p>事務局から何かございますか。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>水町委員からも案1-2というところのご指摘だったのですが、共通している文言ですので、区民福祉の増進を阻害しないようにというふうに事務局の方で提案させていただいたんですが、阻害というのはちょっと言い過ぎではないかというご意見でして、区民福祉の増進を阻害しないではなくて、区民福祉を阻害しないよう、そちらにさせていただきたいというご意見をいただきましたので最後にお伝えさせていただきます。</p>
佐藤委員	<p>水町委員のはこれを取れですよ。どうしても区が残したいとおっしゃるならばせめてここだけ修正せよなので、そういう意味だと加藤委員と一致で、本来取れでどうしても残したいなら修正すると。そうすると、今回の報告書では、区民の責務は取るということを強めに書いてもいいのかなと思いました。個人情報保護法に国民の責務がないのは、そもそも国民が事務の主体となる条文が一切ないからですよ。そう考えると、杉並区の条例においてもこれを書くのであれば、区民が主体となる条文が他にないのであれば、書いてあることは当たり前のことだし、そもそもその表現としては、誰の個人情報のことを言っているのかもこの内容では分からないですよ。自分で自分の保護のことを言う必要はないので、区民が他者の個人情報を扱うという場面がどこにあるのかという話で、事業でもなく扱うという場面のことなのかとか、実はこれだと意味が分からないという感があるので、水町委員は少し譲って残すなら原案のとおりというふうにもあったんですが、私からは残すのであれば、区民の義務が具体的にわかるように残してみたいかというところを付け加えさせていただきます。</p>
細川委員	<p>私も追加で、やはり加藤委員がおっしゃるとおりだなと思いましたし、今の書き方だと噂話しちゃだめよみたいな気になるので、それは条例上ないだろうと思うし、そういう意味では区民の責務はいらんんじゃないでしょうかと思います。</p>
浅見部会長	<p>そうしますと、部会の総意としては、そういう意見があったのではなくて、そういう意見だということでもまとめていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>他にもしなければ、議題（４）に移りたいと思います。</p> <p>議題（４）情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）についてです。この議題は前回の部会における議論の結果、情報公開条例と改正個人情報保護法の不開示情報の整理を事務局でしていただいた上で、再度審議することとなりました。それでは事務局から、その整理の結果についてご説明をお願いします。</p>
議題（４）情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について	
情報公開係長	（資料８、に基づき、案件について説明する。）

浅見部会長	<p>ただいまの説明に対してご質問、ご意見のある方いらっしゃるでしょうか。</p> <p>水町委員から出た意見について、ご説明いただけますか。</p>
情報公開係長	<p>水町委員からは、実はこの件につきまして割と細かく質問が出ておりました、これに関しては事務局の方から一度委員へ回答しているものがございますので、もしお時間が許すようでありましたらそれをご紹介させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
浅見部会長	はい。
情報公開係長	<p>それではお伝えいたします。</p> <p>まず水町委員からは、別紙のNo. 4の方にご質問が2つ来ておまして、分けてご説明しますが、「事務局の考え方に記載の内容として情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報には該当しないといった記載がありますが、この「準ずる」に該当するの可否かに関する国の見解を教えてください」といったご質問がありました。</p> <p>これについては、「準ずる」ということについて他の自治体からの質問に対してこの件に関連しての個人情報保護委員会の見解が示されているものがありましたため、それを水町委員の方にお返ししているといったこととなります。</p> <p>ちょっと読みますと、「法第78条第1項各号に掲げる不開示情報は、国の情報公開法制における不開示情報の構成に準拠するものとして、不開示とすることで保護すべき利益に着目して、同条各号に典型的に定められたものであり、法第78条、これは、個人情報保護法第78条第2項の「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて、情報公開条例において開示しないこととされているもの」についても、情報公開条例の規定で不開示とすることで、保護すべき利益に着目した上で、情報公開法第5条各号の趣旨を踏まえて、これに準ずる情報と言えるかを判断する必要があります。」という見解が、全国の説明会を踏まえて、各地方公共団体からいただいた意見に対し個人情報保護委員会の方から示されているとして、水町委員の方には一応お返ししているところでございます。</p> <p>それから、「開示請求の対象情報の中に、他人の個人情報が含まれているものの、人の生命、財産等保護のために開示が必要な情報がある」とします。この場合は、情報公開条例に基づいて開示請求しても開示されないけれども、個人情報保護法に基づき、開示請求をしたら開示されるということでしょうか。それでよいのであれば、もし本人が情報公開請求した場合には、個人情報保護法に基づく開示が可能である旨教示するのでしょうか」というご質問がありました。</p> <p>これに関しましては、改正個人情報保護法第78条第1項第2号ロの、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、行政機関情報公開法第5条第1項第2号ロにおいて、こちらは開示情報とされているため、改正個人情報保護法第78条第</p>

	<p>2項の規定にはもとより該当しないので、当該情報を、法施行条例において、不開示情報に追加することはできません。請求者自身の個人情報であっても、また、ご質問のとおり他人の個人情報であっても、情報公開条例第6条第1項第2号ただし書きのアからウに該当する場合は公開となりますが、特に「人の生命・財産等保護のために開示が必要な情報」は、ただし書きイ「法令の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報」、例としましては、診療所の開設届等に添付されている医師免許証の写し等の場合は、「公開することが公益上必要と認められるもの」に該当すると判断され、お見込みのとおり公開となる可能性が高いのではと考えます。</p> <p>また、情報公開請求をしても非公開となる見込みがあり、個人情報保護法に基づく自己情報開示請求の場合は公開となる見込みがあるような場合、この場合は、やはりお見込みのとおり個人情報保護法に基づく開示請求の場合は開示となることをご案内するといったこととなります、というふうに返答をしております。よろしいでしょうか。</p>
浅見部会長	はい。
情報公開係長	<p>それからNo. 5についてもご質問が来ておまして、こちらは、「事務局の考え方に記載の内容として、「請求者以外の個人に関する情報は、改正法第78条第1項第2号イに含まれる」とあります。「法令の規定による許可等に関する行為であって、公開することが公益上必要と認められるもの」と、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は異なるのではないのでしょうか。なぜ、「請求者以外の個人に関する情報は、改正法第78条第1項第2号イに含まれる」のでしょうか。No. 5の具体例としては、介護施設のリストなどで責任者の氏名等が掲載されているものなどでしょうか。情報公開条例に基づいて開示請求されたら、リスト全体が開示となるが、個人情報保護法に基づいて開示請求されたら、自分が掲載された箇所しか公開されず、他の人の氏名等が掲載された箇所は不開示となるということでしょうか。そうであるとすれば、もし、本人が個人情報保護法に基づく開示請求を行った場合に、情報公開請求も可能である旨教示するのでしょうか。」といったお問合せでございました。</p> <p>これに対しては、「まず、『許可、免許、届出その他これらに相当する行為に関する情報』について、個人情報保護制度により自己情報開示請求をした場合、例えば、この情報、先ほど申しあげました届出者本人自身が提出した診療所開設書を自己情報開示請求した場合、こちらの届に添付された他人の医師免許証も対象となった場合には、医師免許証は他人の情報であっても、共同で届出を行った者の情報であるため、『慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報』に該当し開示することとなると考えています。なお、例として示された『介護施設のリストなどで責任者の氏名等が掲載されているもの』を当該リストに掲載された責任者の1人が自己情報開示請求した場合、こちらのリストに掲載された請求者以外の責</p>

	<p>任者の情報は『慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報』には該当しない可能性がお見込みのとおりあります。該当しない場合ですが、当初の事務局の考え方に記載がございましたが、上の『人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要な情報』に該当するか判断するものと考えられます。このため、事務局の考え方については、当初の『イに含まれる』ではなく『イ又はロに含まれる』と修正させていただきたいと思います。また、この情報について情報公開請求があった場合、その情報に含まれる個人情報、責任者等の氏名等になりますが、こちらが『法令の規定により又は慣行により公開され、又は公開することが予定されている情報』もしくは『法令上の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為であって公開することが公益上必要と認められる』情報に該当する場合は公開、そうでない場合は非公開となるものと考えます。この情報を自己情報開示請求した場合というのは、前述のとおりということになりますが、この例に関しては情報公開請求も可能ではございますが、請求者が自らの届出等に関する情報の開示、公開を求める場合は、まず第一義的には自己情報開示請求をご案内することになるかと思えます。」と回答しているところです。</p> <p>No. 4、No. 5については以上でございます。</p>
<p>浅見部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>そういう質問が水町委員からきて、事務局の方からご回答いただいたということですね。</p> <p>それに対しては水町委員からのご連絡は特にまだ何もないですか。</p>
<p>情報公開係長</p>	<p>こちらの回答に対しては水町委員の方からは特に再質問等は今のところ来ておりません。</p>
<p>浅見部会長</p>	<p>今の説明も含めてこの議題（４）について何かご意見、ご質問はございますでしょうか。大丈夫ですか。</p> <p>そしたら、もともとの事務局案。特に修正というか、手当てする必要はないという、ズレについては、表でまとめたとおりの整理ができるので、特に条例で何か手当てをする必要はないという事務局案にご賛成ということでしょうか。</p> <p>実は水町委員からもっと質問があって、それも個別具体的にこの表の空いているところの例を示せとか、どんな具体例があるのかってということで質問をいただいています。このA3の表ですか。</p> <p>それは個別に事務局の方から答えてはいるんですが、もし必要であれば、それ別に事務局の答えは、委員のみなさまに、個別にご確認いただければ、ここはかなり、全部の項目なので今読み上げると、それだけでかなり時間がかかってしまうので、ちょっとそこは割愛させていただいて、必要があれば、ご請求いただくということで、お願いしたいと思います。</p> <p>それでは議題（４）については事務局のご提案どおりということで、報告とさせていただきます。</p>

	<p>それでは最後、議題（６）、審議会への諮問に関する規定について審議したいと思います。この議題についても前回の部会において議論の結果、事務局において、審議会への諮問事項を再精査した上で、再度検討を行うといったものです。それでは事務局の方から、ご説明をお願いします。</p>
	<p>議題（６） 審議会への諮問に関する規定について</p>
情報公開係長	<p>（資料９、資料９別紙に基づき、案件について説明する。）</p>
浅見部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明に対してご質問ございますでしょうか。</p> <p>今日席上配布のこの冊子ですね、これについては今後、審議会では一切、個別具体的にはやらない。</p> <p>これが資料９別紙１で言えば、右側の下の内部審査で、これについては、方法は同じかどうかわからないけども、確認すると。</p> <p>ただその内部審査の、どういうふうにこれを確認していくかのルールについては審議会に諮問する。ということで、よろしいですかね。</p> <p>何かご意見、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>ですからだいぶ今までとは様変わりした様に思いますけども。</p> <p>質問があればまた提起していただきたいと思うんですけども、この資料９の別紙１で言えば、「②審査基準に基づく内部審査の結果について」を報告すると。</p> <p>要するに今日席上配布したこの資料を、内部審査、デジタル・セキュリティ委員会（仮称）で審査した結果が審議会に報告されるということなんですけども、これはどのような形で審議会に対して報告することを予定しているのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>まさに今まで諮問してきたものができなくなってしまうというところで、やり方がだいぶ変わるというところがございます。</p> <p>我々としては、「新」のところに書かせていただいているように、これまで委員のみなさまに審議会、長きにわたって開催してきておまして、今後も開催はしていきますけども、この審議の内容を踏まえてチェックリストといいますか、いわゆる審査基準、というようなもので、これまでも内部の中でも、審議会に上げるまでに、それぞれの案件の内部検討するのはもちろんしてございますので、そこでの経験の蓄積などを交えながら、審査基準を作って、それをまずは、どういった審査基準でいっていかっていくのは、おそらく今年度の審議会の中でお諮りして、来年度に向けて準備をしていきたいと考えております。</p> <p>そのチェック表につきましては内部検討の中で、審査の中で使っていくんですけども、その審議会への内部審査の結果についてというところでいきますと、まずどういった案件を、内部の中で審査をしたのかというようなその全体的なそのご報告というところが全体で何件あって、外部結合に関するものが何件あってというような、その全体的な、今、その情報公開請求のあった件数であるとか、個人情報保護の開示請求があった場合の全体報告とい</p>

	<p>うようなものを、まず想定しておりますけども、ただ、それだけだと、全体の報告だけだと、実際にどういう審査が内部の中でなされていくのかわからないだろうというところがございますので、現在事務局では、その審査基準、今日は別紙であくまでもイメージとしてお付けはしておりますけども、内部の審査の中で、まず事業を所管する所管課と、我々との間でどういう議論のやりとりがあったかと、本当にこのセキュリティは大丈夫なのかとか、どういう結合なのか、どういう個人情報を収集するのか提供するのかなというように議論を重ねていくと思うんですが、どういったところちょっと壁になったかとか、どういうふうクリアしたかとか、そういったこの経緯がわかるようにした上で、そのチェック表の体裁は今後考える必要があると思うんですけれども、それも交えて審議会の中でご報告を、合わせてさせていただいた方がよろしいのかなというように形で、事務局として現状考えているところがございます。</p>
浅見部会長	<p>そうすると、今配られているこの登録票であるとかっていうのはもう配られないということですかね。</p>
情報管理課長	<p>今お配りさせていただいている登録票、記録票そのもの自体は、審議会の場でお配りすることは想定してございません。</p>
浅見部会長	<p>配ってやっぱりまた質問を受けたとなったら今までと同じで、法の趣旨に反してしまうという趣旨理解でよろしいでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>まさにその国のガイドラインでありますとか、我々も個人情報保護委員会に、色々確認はしてございますけども、まさにそれは諮問と同じことになってしまうというような認識はしております。</p>
浅見部会長	<p>何かこれまでのご説明でご質問、ご意見があれば。</p>
加藤委員	<p>資料9の別紙でつけていただいているような、個別の改正法施行後の取扱いって書いてあるんですけど、気を遣っていただいて、何かよくわかんないけど審査基準に基づく内部審査を行うって書いてあるように感じるんですけど、実際には、収集禁止事項とか収集の制限とかの部分っていうのは、現実問題、この審議会ではもう審査しないですよ。ということだと思んですけど、そうじゃないとあんまり意味なくなっちゃいますよね、今回の国の法律の改正は。と、思ったんですけども。</p>
情報管理課長	<p>今まさに加藤委員にご意見いただいたとおり、現状審議会の場で審議いただいている収集の禁止事項であるとか業務の登録でありますとか、また、外部結合でありますとか、そういったものについては、来年度、法改正があった以降の審議会では諮問という形では我々審議することがなくなるというような認識でございます。</p>
加藤委員	<p>そうするとあんまり、その審査基準に基づいて内部審査を行うっていうのは、私が言葉の意味を勘違いしているかもしれないんですけど、内部審査を行うというのは、みなさんの方で審査するという意味ですか。 諮問機関としてやるんじゃないかと。</p>



情報管理課長	ご意見のとおりでございまして、内部審査につきましては庁内の方で、審査基準に基づいて各案件についてしっかりとやっていくというところです。
加藤委員	結局疑義があればその判断というのは個人情報保護委員会の方で今度はやるわけですから。そうですね。
情報管理課長	まさにご意見いただいたとおりで、何か個別の案件で、疑義等があれば、個人情報保護委員会の方に、判断といいますか、聞くということになります。
浅見部会長	他に何かご意見は。
細川委員	<p>私もよくわかってないんですが、内部審査は当然行われてっていいんですけど、その内部審査を実施する際の審査基準の策定・改定については審議会。</p> <p>それは具体的にできるんだろうかというのが一つ。</p> <p>もうほぼ決まっているのかなっていうところと、それから、チェックリストがイメージで付いていますけど、これまでのこういうのがもうなくなってしまうということだろうと思うんですけど、できるだけ現場の方の省力化をしてあげて欲しいという、本当にポイントだけで行けるようにしていただくのが、効率化の面からもいいかなと思っています。その2点です。</p>
佐藤委員	<p>なかなか悩ましいんですが、今は配布されている、いつも諮問のときに見ている説明書ですね。要は個人情報登録票っていうのがありますが、これは杉並が独自に設けているんですけど、これがあると、情報の流れがわかるんですけど、国の求めている個人情報ファイル簿っていうのはデータベースの一覧なんですよ。</p> <p>だから、どこからどこにどういう情報項目が流れるかっていうのはまったくわからないものしかないんですね。</p> <p>そういう意味で、杉並区は審議するためにこの個人情報登録票を作っていただけなんです。</p> <p>これがあるから、我々も審議ができるわけですね。この個人情報登録票、それから、委託記録票、入力記録票がないと審議のしようがないですよ。</p> <p>極端に言えば審議のしようはあって、その場で全部口頭で説明してもらえればできるんですけど、これを全部口頭で言われても駄目だからこれを杉並区は作っていて、ただ、今度国の方は個人情報ファイル簿さえあればいいということになっているんですけど、そうすると結果的にそれだけで、今、そういう個人情報を保護するためには、資料9の別紙3にあるような観点で、利用目的に問題がないとか、利用目的に照らして必要最小限なのかっていうことを確認していこうとすると、本来は、中間生成物として個人情報登録票というのは作って見ないと、まさに全部頭の中でやりますってなっちゃうわけですよ。</p> <p>というようなところで、前回かな、前回の検討会で、杉並区はやはり個人情報登録票は毎回作るべきだというふうに、区も判断しております。</p> <p>我々もやっぱりそれは国の個人情報ファイル簿だけにするのではなくて、個人情報登録票は作った方がいいということになりました。</p>

ただ、そこで止まってしまうと、まさに現場からすると、個人情報登録票に書くような内容って現場の担当者は頭の中で全部わかっていることなわけですね。それを書面に書き出しますと。

ただ、この書面を見る人は誰もいませんっていう状態になると、まさに現場からすると、何でこれ書くのと。個人情報登録票を見る人はいないので、ただ棚にしまわれていくだけ、ということになるので、そうではなくて、実際には、この別紙3のところの点検票を埋めるようなことをしましょうと。

そうすると別紙3を見るために、実際にはこの登録票なり、それから、3点セットですね。委託記録票と、電算入力記録票っていうのを自分でも書いてみないとわからないはずなので、書くっていうところの動機づけがいったんはできるんじゃないかっていうところですよ。

ただ、とはいえさらにここの別紙3も、結局書いた後にこれを見る人がいないんですよ。

そうするとやっぱり今度そもそも別紙3を書く動機づけが、書いた後に棚にしまうだけなので、実際には、今後審議会で、この点検表の結果だけは報告していただくよ。

点検表の、何かに不備が起きなかったかっていうことだけ報告していただくことにすると、少なくとも、現場からすると、まったく誰にも見られないものを作り続けるってことではなくて、点検表は確認してもらいますよ。

さらには、個別の個人情報登録票ではなくて、点検表だけを審議会が見るということであれば、個人情報保護委員会が禁止している個別の審議には当たらないだろうと、案件を審議するわけではなくて、点検結果を審査しますよということにするので、そのような立て付けにしてみるというのは、私はいかなとは思っています。

ただ、おっしゃるように、現場の人からすると、これが今後、別紙3が、この後やっていったらもう常に常に100点満点でしたということが続いてくると、ある意味その部分をわざわざ頭の中でちゃんと整理して、ちゃんとやっていることをこの紙にいちいち書くのは、面倒くさいんじゃないかっていうところにはいつか成熟していったときにあると思うんですけど、まだそこまで行ってないと思うんですね。

これまでも審議会でも、件数は少ないとしても時々指摘があることがあるので、だからその部分に関しては、この動機づけのためにやるというような形でやったらどうかなという意味で、このやり方は、結局は現場の方が、この別紙3っていうのは簡単にいうと回答表みたいな、正解リストみたいなものなので、別紙3から、実際、業務の方をやっていると、簡単にいうと正解を見ながら宿題を解くみたいな形なので毎回毎回100点にしかならないじゃないですか。

だから逆に、自分なりに考えた後に別紙3を使うっていうことをしていけば、そこが95点とかになると、5点足りなかったところはどこだったのか

	<p>なっていることがわかってきて、その足りなかったところの報告が審議会の方に来れば、どこのところが、みんな間違えやすいのかっていうのがわかって、そうするとそここのところの点検表のところを詳しく書いてあげるとっていうような形にするっていうことをやっていって最終的には 100 点を指すと、100 点がもう、ずっと継続するんだっらいよいよもって、全部をなくして国が言うとおりに、個人情報ファイル簿だけ出せばいいですっていうところに行くということもあってもいいのかなと思うんですが、現時点では、このことを少し、現場の方には大変かもしれないけれども、まさに宿題を自分で赤マルつけるのと同じ考え方ですよ。</p> <p>自分で解いて自分で正解見て自分で赤マルつけてバツテンのところは自分で書き換えるって、ある意味無駄じゃないですか。</p> <p>でもそれがエクササイズになるから宿題をやるわけなんで、それと同じことを、もう常に 100 点がとれる状態になるまでやってみてもいいかなというふうに考えています。</p>
浅見部会長	<p>今後、この内部審査の結果の報告って、本会とかで、トライ&amp;エラーしながらやっていくという理解でいいんですかね。どこかでもう確定じゃなくて。それでは不十分だよってなればまた直すとか。</p>
情報公開係長	<p>審査基準につきましても、これを回していく中で、いろんな改善点とか、しなくちゃいけない、というところが出てくるかと思っておりますので、その都度見直していくと予定して考えております。</p>
浅見部会長	<p>その他議題（6）の審議会への諮問に関する規定について、ご意見ございますでしょうか。</p>
加藤委員	<p>お話伺っていて、審査基準の設定なんですけど、一般的に審査基準の設定っていうことはその規定の実態的な規範の設定のことを指していると思うんですけど、それはやっぱり、できない、という理解のような気がするんですね。</p> <p>実務的なことはよくわかりませんし、前回まで水町委員が何回かそこを強調されていたように、制度が変わった中でどうやって本当に、これまでと同じ、個人情報保護対策を、ちゃんと構築できているのかっていうのがすごい重要だっておっしゃったのは、まさに多分この部分なのかなっていう気はするんですね。</p> <p>そのことを考えたときに、実態的な規範は基本的にいじれないっていうのが今回の法改正の趣旨だと私は思うんですね。</p> <p>そうすると、そこでちょっと審査基準って言い方がちょっと私は理解ができなくて、一般的に行政法上、審査基準と言った場合はやっぱり実体的な規範の設定の話なので、ここで言っているのは内部的な手続規範として、どういうプロセスで、実際の規範を満たしているのかということを確認していくとか、判断していくというプロセスの話の方が、全部の規定じゃないかもしれないですけど、主なのかなというのをちょっと思ったりしたんですけど、その点はどうなんですかね。私の理解が間違っていますかね。</p>

情報管理課長	<p>この間の説明で審査基準という言葉を使って別紙3などをご説明差し上げてきたところなんですけども、まさにこれは内部審査、内部検討の中でいういわゆるチェックリストというようなものの認識でございます。</p>
加藤委員	<p>そうですね。だから一般的な使い方も、審査基準っていう表現とはちょっと違うかなとは思ったりしたんですが。</p> <p>おっしゃる通りですね。そういう感じですね。</p> <p>何となく何か表現がちょっと誤解を与えるなっていうふうに思ったんですけど。</p>
情報管理課長	失礼いたしました。
佐藤委員	<p>そうですね。読み方は、チェックリストというとカタカナになっちゃうので自己点検ということですね。</p> <p>ですからこの資料9の別紙1のところの右下も、これは多分内部審査って書いたから審査基準というふうに言葉が繋がったんだと思うので、ある意味自己点検ですね。</p> <p>ここが自己点検だったならば、今、案が示されているものも、自己点検表っていう形になる方が、何か言葉として直感的にわかりやすくなるかなと。あとは、個人情報保護委員会とかが見たときに何だ審査しているじゃないかということもあるので、自己点検とかの方が、内外ともに、あんまり角が立たないのかなと思いますね。</p>
細川委員	<p>この、別紙1に書いてある内部審査ってとこなんですけど、これは各課がこのチェックリストを書いたら終わりということですか。それともどこかで、内部の方々の委員会みたいなもので、一応、みんなで見るみたいなことをやるんでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>この内部審査なんですけど、チェックリスト、自己点検表を書いただけで終わりっていうことは、考えてございませんで、このように対面で、実際に顔を突き合わせながら、議論というか、やりとりをして、詳細を詰めていき、直すべきところは直す、直していくというようなプロセスを重ねていくということを検討しています。</p> <p>この内部審査は最終的には、別紙1の右下に書かせていただきましたが、仮称ですけども、デジタル・セキュリティ運営委員会と、こういった組織体の中で、きちんと了承というような形で、もちろんこの了承っていうのは100点になっていることが必要なんですけども、了承というところをもって、その後には審議会の方に、内部審査の結果についての報告というところでご報告させていただくという流れを考えております。</p>
佐藤委員	<p>それで、審議会はそこにどう絡むのかってことなんですけども、担当課が自分でまず自己点検表を埋めてみるわけですね。</p> <p>そのあと、区の中の委員会のところでの今の対面のもので、自己点検表の中身が妥当かっていうのを確認するわけなんですけども、ここに差異が出たときのことに着目して審議会はそれを確認するということに立て付けるのがいいかなと思ってるんですね。</p>

	<p>だから担当課の方は出した自己点検があります、委員会の方で内容見て問題ありませんでしたっていうことだったらこれでよくて、この時に、担当課の方が出した、ここの部分が、ヒアリングしてみたらいやちょっとそこ足りてないじゃないかって言ったら、そこをちょっと強調して報告していただくという体制ができると、そうすると、審議会の役割、その差分を受けるのが審議会となって、</p> <p>ですから、結構回りくどいんですけど、逆に個別の案件を審議は一切していません。どちらかというと、統計処理をしているようなものですぐらいまで離れていければいいかなと思いますし、またその時に、そこに差があるっていうのは当然、現場の課の方が悪意を持って、そこを、わざとノーのところをイエスって言うわけではないので、やっぱりそこが誤解を生みやすいところだということになるので、そのところに関しては教育とか、あとはそれこそ点検表自体を見ながら、現場の課は作るの、点検表を見ている時点でそれが気づけるような点検表の表現にするとかいうようなことを、改善を、審議会の方に諮るといような形で立て付けていくといいかなというふうに思います。</p>
浅見部会長	<p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>そうしたら色々意見が出ましたので、それは今後のやり方だと思いますが、それを踏まえてご検討いただければと思いますが、基本的にこの議題（6）については、事務局案の考え方ということでした承で、ただ、審査基準という表現はちょっと語弊があるので、チェックリストだったり自己点検表であったり、自己点検報告であったりということを書いてもらうということで、事務局案を了承ということにしたいと思います。</p>
<b>報告書の構成案の確認</b>	
浅見部会長	<p>それでは、式次第にしたがって「4 報告書の構成案の確認」ということで、これまで3回にわたって、中身について議論していただいて、概ね方向性が部会ではまとまったと思いますので、それを報告書案という形でまとめて、本会議に、提出しなければいけないんですが、この報告書案については何か事務局からご提案はあるでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>(資料10に基づき、報告書案について説明する。)</p>
浅見部会長	<p>今の説明についてご質問、ご意見のある方、お願いいたします。</p>
細川委員	<p>丁寧に作りこんでいただいて感謝ですが、まだ未完成品ですよね。</p> <p>ということは、今後またこの部会の意見を聞く機会を設けることになりそうですね。それとも部会長一任になるのでしょうか。</p>
浅見部会長	<p>それを今まさに、お諮りしようとしたところで、もう1回開くのか、あるいはメール等で意見をやりとりするのか、あるいはその中間で、日程だけは決めておいてメール等でやりとりして、やっぱり会って議論した方がいいねというときには、そのまま予定通り開くだとか、3パターンぐらいあるかと</p>

	<p>思うんですけども、 その辺をちょっとみなさまのご意見を聞いて決めたいと思っているんですけども、 事務局としてはどういうふうに考えられますか。</p>
情報管理課長	<p>今、部会長からご発言いただいたとおり、第4回の部会につきましては、今日お示ししている報告書はまだ構成案にしか過ぎませんので、今日の部会の審議を踏まえて、どのような報告書にするかというところの確定という作業があると思います。</p> <p>まさにその部会の開催方法につきましては、今、部会長からご発言があったような、メール、いわゆる書面開催というような方向もあるでしょうし、またはリアルで対面をしての開催というのもあろうかとは思いますが、そこは委員のみなさまのご判断に委ねたいと事務局は考えています。</p>
浅見部会長	<p>突然やろうと思ってもなかなか日程を入れるのが大変なので、一応日程は入れさせていただいて、その前に、あらかじめ事務局案を配っていただいて、それがほぼパーフェクト、恐らくパーフェクトじゃないかなと思うんですけども、あるいは字句修正等だけであれば、みなさん、もちろんメールリストか何かでやっていただいて、字句修正に終わらずに、ちょっとこれは実際に議論しなきゃいけないねというところが出てきたら開催したいなと思っていますが、いかがでしょうか。</p>
細川委員	<p>今日は水町委員がいないので、ちょっとこれで終わっちゃって大丈夫かなみたいなのもあつたりしますので、一応予定だけはしておいた方がいいのかなと思います。</p> <p>あと、11月1日の審議会に報告っていうスケジュールですよ。</p>
情報公関係長	はい。
浅見部会長	<p>それでは予定を入れさせていただいて、やるという前提で、ただ、この程度の修正だったら必要ないねということでみなさんの合意が取れれば、中止するというふうにしたいと思います。</p> <p>では日程の調整をお願いいたします。</p>
情報公関係長	<p>それでは、実際の日程の調整は、改めてさせていただきます、実際の開催候補日についてはまたご相談させていただきたいと思います。</p> <p>改めてメール等で確認させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
浅見部会長	それでは一応今日予定していた議題は以上のとおりですが他に何かございますでしょうか。
加藤委員	<p>私は普段あんまり無駄な審議会とか本当に求めないというか、本当に、全然やらなくていいんじゃないかっていう立場の人なんですけど、なので私が会長やっているところは開催回数が非常に少ないんですね。申し訳ないとは思いますが、</p> <p>ただ、私はこれについては、正直やっぱりもう1回やったほうがいいと。</p>

	<p>最後まで1回見直して、これはやっぱりやって、それで報告書を上げて、きちっと通せる形にしておいた方が、やっぱりちょっと安全かなっていう気はしています。</p> <p>ぱっと見た感じ、結論が最初に書いてあるのはすごくいいと思うんですけど、結局現行と変わっているか変わってないかっていうことについてはちょっと一言あった方がいいのかなど。</p> <p>要するに、変わっていませんでしたら変わっていません。で、変わっているんだしたらこの部分変わっていますっていうことが、もちろんそのあとを読めばわかるでしょってことだと思うんですけども、一目瞭然で分かった方が、やっぱり、変な話ですけど審議会の場合って、当然一般の方も来て、委員として入っているわけですから、なるべくみんながわかりやすいようにした方がちょっといいなという気持ち、そういった面もあります。</p> <p>あとはその後、当然議会とかにかけた場合に、なるべく通りやすいというものにするためには、やっぱりこれについてはもう1回きちんと全員で、この部会で目を通しておくっていうことは、私はすごく大事かなっていうふうには思っています。</p>
<p>浅見部会長</p>	<p>ではとりあえず日程調整はまずしていただいて、今のところは開催する。ただし、やる必要がなければ、という形でやりたいと思います。</p> <p>他に何かご意見、ご質問あるでしょうか。</p> <p>何か事務局から連絡事項があるでしょうか。</p>
<p>情報公開係長</p>	<p>改めまして事務局からですが、次回の第4回部会の開催日時は、委員のみなさまに日程調整等のご連絡をさせていただきますので、その上で改めてご連絡をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>それと、先ほどお示ししました第1回の部会、第2回の部会の会議録、こちらの公開についてなんですけれども、本日確定させていただきましたので、こちらの方につきましては、区のホームページの方に後日掲載をさせていただきます。</p> <p>それから、前回の部会でみなさまからご了承いただきましたとおり、審議会の本体の方は発言者名を伏せた形で出させていたいただいているんですけども、この部会につきましては、発言者を顕名の状態で掲載をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>最後に事務連絡でございますが、本日の部会に関する報償費でございますけれども、10月に、ご指定の口座にお支払いをいたします。</p> <p>支払明細につきましては、本日こちらの方にお越しのみなさまには席上に配布しておりますので、ご確認の方をお願いいたします。</p> <p>また、オンライン参加の委員の方には、後日郵送させていただきますので、併せてご確認の方よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>浅見部会長</p>	<p>他になければこれにて第3回部会を終了いたします。</p>